

00172

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日は、  
当たる翌日)

## 鳥取県告示第六百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年八月二十四日

鳥取県知事 石破一朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十六年八月一日	谷口病院	倉吉市上井町一丁目三

## 告示

### 鳥取県告示第六百九十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年八月二十四日

鳥取県知事 石破一朗

る。

昭和46年8月24日

指定期日	医療機関名	所在地
昭和四十六年八月三日	谷口病院	倉吉市上井町一丁目三

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

09173

## 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定員	職務内容
一般事務(A)	約2名	県立学校又は市町村立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	約8名	知事若しくは教育委員会の事務部局、警察本部又は県立学校若しくは市町村立小・中学校に勤務し、調査、対外折衝等の女子をもつて充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。

## 2 受験資格

## (1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

## (2) 年齢及び性別

試験区分	年齢	及び性別
一般事務(A)	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生れた者で、男女の別を問いません。	
一般事務(B)	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生れた者で、土木に限ります。	

## (3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁C以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの者

エ 烏取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

## (1) 方法

一般事務(A)及び一般事務(B)については教養試験及び作文試験を、土木については教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度において、次の方針により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、 抽一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

ウ 専門試験 土木職として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、 抽一式により行ないます。

なお、試験問題は、次の分野から出題されます。

試験区分	分野
土木	数学、土木応用力学、水理、測量、土質、土木施工、水工、通路

## (2) 試験日時及び試験場

試験日時	試験場
昭和46年10月10日(日) 受付時間 8時10分から 8時35分まで	鳥取市 鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市 鳥取県立米子西高等学校

## (3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、作文試験、専門試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 表 昭和46年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 4 第2次試験

第2次試験は第1次試験の合格者に対して行ないます。

## (1) 方 法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

## (2) 試験日及び試験地

昭和46年11月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

## 5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表 昭和46年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて高点順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額27,300円支給され、その後は定期に昇給します。そのほか、期末・勤勉手当(年間、給料月額の4.7月分)が支給され、さらに通勤手当、扶養手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## 8 受験手続及び受付期間

## (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「初級請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

## (2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつください。

00175

(第三種郵便物認可) 昭和46年8月24日 火曜日

## 報 公 告 鳥 取 県

(3) 受付期間  
昭和46年9月1日(水)から昭和46年9月30日(木)午後5時まで  
とし、郵送の場合は9月30日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

## (4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、いつさい責任を負いません。

## 9 その他

この試験の手続きその他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。